

新たな農地施策の推進について

1 農業経営基盤強化促進法等の改正（R4年5月改正、R5年4月施行）

－農地中間管理機構を中核に、農地の集約化を強力に推進－

改正の背景

【全国の農地関連指標】	(H22)	(R2)	
・耕地面積（千ha）	4,593	→ 4,372	▲5%
・農業経営体数（千経営体）	1,679	→ 1,076	▲35%
・1経営体当たり耕地面積（ha）	2.2	→ 3.1	+40%
・担い手への農地の利用集積率(%)	48	→ 58	+20%
・人・農地プラン*の実質化率（R1：41%）			

*人・農地プラン：市町村が作る担い手と農地に関する将来計画

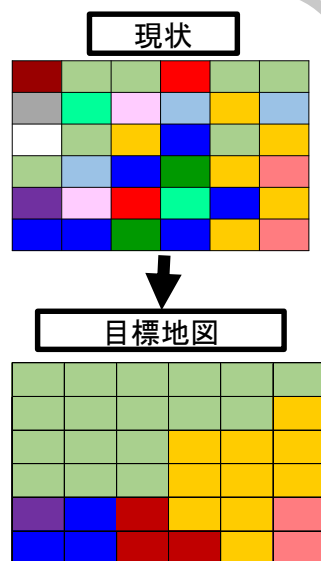
農地法 S27～
農用地利用増進法 S55～
↓(改正)
農業経営基盤強化促進法 H5～
農地バンク法 H25～

2 主な改正点

1 <地域計画の策定（人・農地プランの法定化）>

改正基盤法 R4. 5. 20成立、R5. 4. 1施行、施行後2年以内に地域計画を策定

- 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施
(基盤法第18条)
- これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告
(基盤法第19条及び第20条)

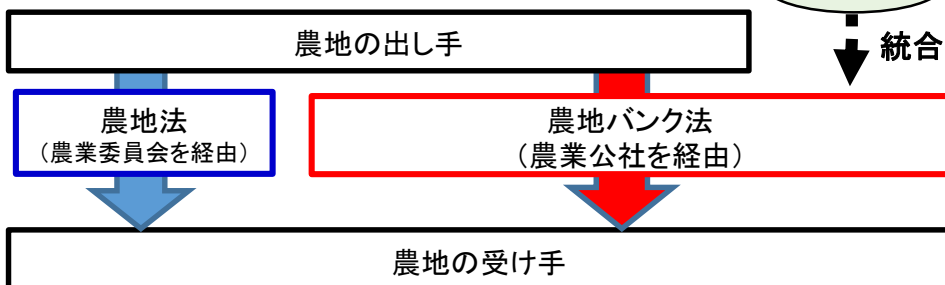


2 <農地の権利移動手続の統合・一体化>

【現行】



【改正後】



3 北海道における農地利用の状況

	(H22)		(R2)	
・ 耕地面積 (千ha) <small>(耕地及び作付面積統計)</small>	1,156	→	1,143	▲1%
・ 農業経営体数 (経営体) <small>(農林業センサス)</small>	46,549	→	34,913	▲25%
・ 1経営体当たり耕地面積 (ha) <small>(農林業センサス)</small>	23.5	→	30.2	+29%
・ 担い手への農地の利用集積率(%) <small>(道農政部調べ)</small>	87.5	→	91.4	+4 ^{ポイント}
・ 人・農地プランの実質化率 (R1:89%) <small>(道農政部調べ)</small>				

要因

- ・ 意欲的な担い手が多く、売買による権利移動の比率が高い
(売買による権利移動面積シェア H22:29.5%、R1:33.2%)
- ・ 農業委員会をはじめとする農業関係者が地域の実情に応じた権利調整を進める仕組みが機能している

4 今後に向けて

- ・ 本道においても、農業経営体の減少が一層進み、経営規模の拡大による市町村エリアを越えた権利調整の増加に対応する必要
- ・ このため、これまで培われてきた地域主体の仕組みを活かすとともに農地バンク機能の強化を図りながら新たな農地施策を活用して農地の利用集積・集約化を進める

【現在の取組項目】

- ・ 新たな農地制度の活用に向け道内関係者による協議・連携の場を設置
(R3.5月～)
- ・ 具体的な事務の進め方を検討し国に提案を行い、通達等に反映されるなど、新たな制度の円滑な施行に向けた対応を推進
- ・ 地域主体の権利調整の仕組みを活用するため、知事から市町村長への権限移譲を準備 (R5年度募集)